

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（陸上クレーン）
発生日時	平成28年7月5日 21時20分ごろ
発生場所	山口県徳山下松港第4区 徳山下松港島田防波堤灯台から真方位034° 340m付近 （概位 北緯33° 57.1′ 東経131° 55.5′）
事故の概要	貨物船第七弘栄丸は、着岸作業中、陸上クレーンと衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第七弘栄丸、198トン
船舶番号、船舶所有者等	135268、芙蓉海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者等	なし
損傷	本船 後部マストに折損等 陸上クレーン なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、徳山下松港第4区の岸壁で補水を終えて離岸し、同岸壁南方約300mの‘クレーンが設置された岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に入船右舷着けする予定で移動を開始した。</p> <p>本船は、本件岸壁の北側に隣接する岸壁の南端を通過した頃に左回頭し、機関を微速力後進として船尾方から本件岸壁に接近していたところ、陸上クレーンと衝突した。</p> <p>船長は、本船が後進する際、後部マストと陸上クレーンとの距離を確認していなかった。</p> <p>船長は、本船が補水をしている際、本件岸壁に作業員が待機しているのを見ていたので、早く着岸しなければならないと思っていた。</p>
分析	本船は、徳山下松港第4区において本件岸壁に向けて後進中、船長が、本船の後部マストと陸上クレーンとの距離を確認していなかったことから、陸上クレーンに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、徳山下松港第4区において本件岸壁に向けて後進中、船長が、本船の後部マストと陸上クレーンとの距離を確認していなかったため、陸上クレーンに衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マストが陸上施設に接触するおそれがある岸壁に着岸する際、自

	船のマストと陸上クレーンの距離を確認すること。
--	-------------------------